

第7期
練馬区高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
(平成30～32年度)

～国の検討状況について～
(平成28年10月12日時点)

平成28年11月1日

第5回練馬区介護保険運営協議会

1. 社会保障審議会介護保険部会の検討動向（概要）

- 介護保険制度の見直しにあたっては、これまでの制度改正等の取組を更に進め、下記2点に取り組むことが重要

（1）地域包括ケアシステムの推進、（2）介護保険制度の持続可能性の確保

（1）地域包括ケアシステムの推進

① 地域の実情に応じたサービスの推進（保険者機能の強化等）

- i) 保険者等による地域分析と対応
- ii) ケアマネジメントのあり方
- iii) サービス供給への関与のあり方

② 医療と介護の連携

- i) 慢性期の医療・介護ニーズに対応したサービスのあり方
- ii) 在宅医療・介護の連携等の推進

③ 地域支援事業・介護予防の推進

- i) 地域支援事業の推進
- ii) 介護予防の推進
- iii) 認知症施策の推進

④ サービス内容の見直しや人材の確保

- i) ニーズに応じたサービス内容の見直し
- ii) 介護人材の確保（生産性向上・業務効率化等）

（2）介護保険制度の持続可能性の確保

① 給付のあり方

- i) 軽度者への支援のあり方
- ii) 福祉用具・住宅改修

② 負担のあり方

- i) 利用者負担
- ii) 費用負担（総報酬割・調整交付金等）

（3）その他の課題

- i) 保険者の業務簡素化（要介護認定等）
- ii) 被保険者範囲 等

※ 8月末時点で一通り議題について現状と課題が話し合われた。今後、さらに議論が重ねられ、年末までに「介護保険制度の見直しに関する意見」としてまとめられる予定

2. 地域包括ケアシステムの推進

① 地域の実情に応じたサービスの推進（保険者機能の強化等）

○ 保険者等による地域分析と対応

○ 介護保険事業（支援）計画を策定する際には、国から提供されたデータを利用して地域課題を分析するよう努めることとしてはどうか

○ 介護保険事業計画に、地域の実情に応じて、高齢者の自立支援と介護の重度化防止に向けた具体的な取組内容及びその目標を記載することとしてはどうか

○ 地域マネジメントによる地域包括ケアシステムの深化が着実に進むよう、取組のアウトカム指標やアウトプット指標（プロセス指標）を国が設定し、PDCAの一環として、市町村及び都道府県が自己評価するとともに、国に報告する仕組みとしてはどうか

○ アウトカム指標については、例えば、要介護状態等の維持・改善の度合い、健康な高齢者の増加など、保険者の取組の成果を反映する指標を設定してはどうか。要介護認定等が過度に抑制されることの無いよう留意が必要

○ アウトプット指標については、例えば、地域包括ケア「見える化」システムの活用状況も含む地域分析の実施状況、地域ケア会議の実施状況、生活支援コーディネーターの活動状況、地域包括支援センターにおけるケアマネジメント支援等の実施状況、介護予防の取組の状況等を指標とすることとし、成果を他の地域と比較することによりPDCAサイクルに活用してはどうか

○ 財政面において、市町村や都道府県に対するインセンティブ付けについて検討していくべきではないか

2. 地域包括ケアシステムの推進

○ ケアマネジメントのあり方

- 今後、ケアマネジメント手法の標準化に向けた取組を順次進めていくべきではないか
- 適切なケアマネジメントを推進するため、居宅介護支援事業所における管理者の役割強化、入退院時における医療・介護連携の強化等の観点から、居宅介護支援事業所の運営基準等の見直しを介護報酬改定の際にあわせて検討することとしてはどうか
- ケアマネに対する報告徴収、指示・研修受講命令等の事務・権限の付与・移譲の検討に際しては、市町村の事務負担面に十分に配慮した上で、ケアマネの業務の適正な遂行を確保するための方策を考えるべきではないか
- ケアマネジメントの利用者負担導入について、これまでの議論を踏まえ、どのように考えるか

○ 介護保険総合データベースの活用

- 保険者による地域の実態把握・課題分析のための基盤整備、介護保険事業計画の作成、実施及び評価ならびに国民の介護保険事業の運営に関する実情の把握に資するため、①市町村による国に対する介護給付費や要介護認定等に関するデータの提出を法律上位置づけるとともに、②国は市町村から提供されるデータを集計・分析し、地域包括ケア「見える化」システムを通じて、各都道府県・市町村の地域分析に資するようなデータを提供することとしてはどうか<前頁「保険者等による地域分析と対応」と共通>

2. 地域包括ケアシステムの推進

② 医療と介護の連携

○ 在宅医療・介護の連携等の推進

- 在宅医療・介護連携推進事業については、市町村の規模によって進捗に違いがあるが、その原因として、事業実施のためのノウハウの不足や、関係団体との協力関係の構築の難しさが示されている。市町村における円滑な事業の実施及び推進を図る上で、国及び都道府県（保健所）の役割についてどのように考えるか。
- 広域的な医療を担っている病院等の入退院時の医療介護連携については、複数市町村にまたがる広域的な連携が必要とされるケースも多く、市町村単位で実施する在宅医療・介護連携推進事業による取組のみでは困難となっている。病院等の入退院時など、複数市町村にまたがる広域的な医療介護連携の推進を図る上で、都道府県（保健所）及び医療介護に関わる関係機関の役割についてどのように考えるか。
- 平成30年度は、地域医療構想を踏まえた初めての医療計画の見直しとなるが、同時に都道府県が策定する介護保険事業支援計画と、市町村が策定する介護保険事業計画についても第7期計画が策定される予定となっており、これらの計画を整合的に策定するためには、どのような視点が必要だと考えられるか。
- その他
 - ・ 在宅医療・介護連携推進事業を担当する自治体や関係機関・団体の人材育成
 - ・ 効果的な医療と介護の関係職種の連携や在宅医療・介護連携推進事業に係る調査研究

2. 地域包括ケアシステムの推進

③ 地域支援事業・介護予防の推進

○ 地域支援事業の推進

① 地域支援事業

○ 地域ケア会議や地域包括支援センターにおけるケアマネジメント支援等の実施状況等について、国が評価指標として定め、市町村が評価することとし、財政面のインセンティブ付けの検討で用いてはどうか

○ 評価が効果的な事業実施に結びつくよう、市町村が介護保険事業計画において事業方針や目標を定めることとしてはどうか

② 地域包括支援センター

○ ケアマネジメント支援について、地域住民やサービス事業所等を含めた地域全体をターゲットとする支援へ拡大するとともに、全体像を整理し、業務プロセスや取組事項等を具体化・明確化してはどうか

○ 土日祝日の開所や電話等による相談体制の拡充など、相談支援の強化を図ってはどうか

○ 在宅医療介護連携を進める上で、業務として、ケアマネが決まっていない患者に対するケアマネ選定支援や、予防給付等の利用が見込まれる患者に対する退院に向けたサービス調整等を位置付けてはどうか

○ 職員の質の向上のため、「準ずる者」の規定について、職種ごとの特性を踏まえ、将来的に解消することを目指してはどうか

○ 適切な評価のため、国が評価指標を定め、評価を市町村及び地域包括支援センターの義務としてはどうか

○ 介護予防の推進

○ 介護予防・自立支援の取組は、地域支援事業において事業評価を行うこととしているが、さらに評価を充実させるため、既存の指標に加え、介護予防・自立支援に特化し、その現状を反映するような指標を検討してはどうか

○ 市町村が行う地域支援事業について、都道府県、医療機関等の関係者から、介護予防・自立支援の推進のために人材派遣や情報提供等の必要な協力を得やすくする必要があるのでないか

○ 高齢者が自らの介護予防活動に取り組むため、個人へのインセンティブを付与する仕組みについて、既存事業で実施できる旨を明確化してはどうか

2. 地域包括ケアシステムの推進

○ 認知症施策の推進

- 新オレンジプランで示されている基本的考え方（普及・啓発、介護者支援、本人視点の重視など）を介護保険法等に盛り込む必要があるのではないか
- 地域における認知症に関する医療・介護等の連携をさらに推進していくため、その時の容態に最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みを構築していく観点を介護保険事業（支援）計画等に盛り込む等、各地域で計画的に取り組む必要があるのではないか
- 認知症初期集中支援チームについて、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等に繋げるための介入を行うという機能を果たしつつ、さらに、必ずしも初期でない認知症の人への支援、困難事例への対応等も必要とされていることから、より効果的にチームを機能させる必要があるのではないか
- 認知症の人の社会参加や生きがいづくりについて、認知症地域支援推進員の役割整理を含め、効果的な展開方法の確立や普及・定着を推進すべきではないか
- 家族をはじめとする認知症の人の介護者への支援について、認知症の人の家族もまた認知症と向き合う当事者であるとの視点を踏まえつつ、精神的側面への支援を含めたより重層的な介護者への支援の在り方等について検討が必要ではないか
- 認知症高齢者等がその判断能力に応じて、必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、成年後見制度利用促進法の検討状況も踏まえつつ、関係機関が連携しながら市民後見人の育成やその活動支援、後見等の実施前から継続的に支援が提供される体制の整備等を進めていく必要があるのではないか
- 認知症に向き合うことをきっかけに地域の繋がりを再生していくという観点も踏まえつつ、地域における見守り体制づくりを引き続き推進していく必要があるのではないか
- 若年性認知症に関する普及・啓発や相談支援、居場所づくりや社会参加支援等を含めた支援ネットワークの構築等を効果的に推進していくため、若年性認知症支援コーディネーターが地域障害者職業センターや認知症地域支援推進員等関係機関との連携を推進していく必要があるのではないか
- 認知症の人を支える側の視点ではなく、認知症の人のニーズを把握し、本人の視点に立った取組を推進することができるよう、検討を進めていく必要があるのではないか

2. 地域包括ケアシステムの推進

④ サービス内容の見直しや人材の確保

○ニーズに応じたサービス内容の見直し

① リハビリテーション機能の強化

○以下の観点からの見直しを介護報酬改定にあわせて検討することとしてはどうか

- ・通所リハと通所介護の役割分担と機能強化、特に通所リハについてリハビリ専門職の配置促進や短時間のサービス提供の充実
- ・通所・訪問リハを含めた、退院後の早期のリハビリテーションの介入促進
- ・職種間や介護事業所間の連携強化

② 中重度者の在宅生活を支えるサービス機能の強化

○小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスについて、

- ・サービス提供量を増やす観点
- ・機能強化・効率化を図る観点から人員要件や利用定員等の見直しを介護報酬改定にあわせて検討することとしてはどうか

○介護サービスとともに利用者の生活を支えるために必要となる配食などが一体となって提供されるようにするため、国において、事業者の取組事例の周知等を行うこととしてはどうか

2. 地域包括ケアシステムの推進

③ 地域共生社会の実現

- 高齢者、障害者等にとっての利便性の確保及び限られた人材の有効活用の観点から、同一事業所で一体的に介護保険サービス及び障害福祉サービスを提供することを可能とするため、サービスの質の確保に留意しつつ、介護保険サービスの一類型として新たに共生型サービスを位置付け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくするための見直しを行うべきではないか
- 相談支援専門員と介護支援専門員が、支援に必要な情報を共有できるよう両者の連携を進めていくべきではないか
- 地域包括支援センターにおける相談支援や生活支援コーディネーター等の取組等について、地域共生社会の実現を目指す観点から、その理念を明確化してはどうか

出典：社会保障審議会介護保険部会（9月30日）

○ 介護人材の確保（生産性向上・業務効率化等）

- 平成28年度に実施する事業の成果も踏まえ、個々の事業者レベルでロボット・ICTの活用を促進するために、ロボット・ICTを活用する事業者に対する介護報酬や人員・設備基準の見直し等を介護報酬改定の際に検討することとしてはどうか
- 法令上事業者に提出が求められる書類や自治体が求める書類の実態把握の結果を踏まえ、業務効率化等の観点から法令上提出が必要な書類等の見直しや、ICTを活用した書類の簡素化を進めるべきではないか

出典：社会保障審議会介護保険部会（9月7日）

3. 介護保険制度の持続可能性の確保

① 給付のあり方

○ 軽度者への支援のあり方

○ 軽度者に対する訪問介護における生活援助やその他の給付の地域支援事業への移行に関して、まずは介護予防訪問介護と介護予防通所介護の総合事業への移行や、「多様な主体」による「多様なサービス」の展開を着実に進め、事業の把握・検証を行った上で、その状況を踏まえて検討を行うべきではないか

○ 軽度者に対する訪問介護における生活援助やその他の給付について、利用実態等を踏まえつつ、自立支援や重度化防止といった介護保険の理念や持続可能性の観点から、どのような方策が考えられるか

例) 次回介護報酬改定で、訪問会議における生活援助について、要介護度に関わらず、生活援助を中心にサービス提供を行う場合の人員基準の見直し等を行うか

○ 訪問介護における生活援助やその他の給付についての負担のあり方に関して、要支援・要介護度に応じて違いを設けることについて、どのように考えるか

○ 福祉用具・住宅改修

①福祉用具貸与・特定福祉用具販売

○ 給付費請求データに基づき、福祉用具貸与価格の全国レベルのHP公表の仕組みを作ってはどうか

○ 自立支援・状態悪化の防止に資するよう、福祉用具専門相談員による製品価格・特徴等の利用者説明、複数製品の提示を義務付けてはどうか。福祉用具貸与計画書を介護支援専門員に交付することとしてはどうか

○ 極端な価格差が生じないように、極端に高い額を貸与価格とする場合、予め保険者の了解を必要とすることとしてはどうか

②住宅改修

○ 住宅改修内容・価格を保険者が適切に把握・確認できるようにし、利用者の適切な選択に資するため、

・ 国による、事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式の提示

・ 介護支援専門員による、利用者への複数事業者の見積もりを取ることを説明をすることとしてはどうか

○ 建築の専門職やOT・PT・福祉住環境コーディネーター等の適切な関与、研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く紹介してはどうか

③共通事項

○ 自立支援・状態悪化の防止、介護者の負担軽減等の役割も考慮し、価格設定や保険給付の対象範囲、利用者負担のあり方等について、どのように考えるか

3. 介護保険制度の持続可能性の確保

② 負担のあり方

○ 利用者負担

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、今後の介護保険制度の持続可能性を高める観点での、サービスの利用者負担のあり方

【利用者負担割合】

- 一定以上の所得者が2割負担となった制度の施行状況や、医療保険における患者負担割合を踏まえた、利用者負担割合のあり方

【高額介護サービス】

- 平成26年改正では基本的に据え置きとしつつ、2割負担の導入に伴い、特に所得の高い層のみ、上限の引き上げを行った。制度の施行状況や医療保険における自己負担額の上限額を踏まえた、高額介護サービス費のあり方

【補足給付】

- 経過的かつ低所得者対策としての性格を持つ補足給付の見直し点の有無
- 資産を預貯金の形で持つ者との公平性の観点や、地域的な格差、民間金融機関の参入の困難性、認知症の方への対応など様々な実務上の課題等を踏まえた、不動産の勘案の考え方

○ 費用負担（総報酬割・調整交付金等）

【介護納付金】

- 高齢化に伴い第2号被保険者の保険料負担が増大していく中、各被用者保険等保険者の負担する介護納付金の応能負担の必要性に対する考え方
- 仮に総報酬割を導入する場合、その具体的内容や給付の適正化など現役世代の負担を軽減していく取組

【調整交付金】

- 現行の年齢調整のままでは、財政調整機能の縮小が予想される。年齢区分の見直しについて、年齢階級ごとの要介護認定率や執行事務における対応を踏まえた考え方。65～74歳、75～84歳、85歳以上といった基準区分の細分化による調整機能の強化の是非
- 現行の調整交付金の交付割合からの激変緩和策

4. その他の課題

○ 保険者の業務簡素化（要介護認定等）

○各プロセスを考慮し、下記のケースについて事務の簡素化を図ってはどうか

①更新認定の有効期間のさらなる延長

○新規・区分変更申請において、12カ月経過時点で要介護度が不変である者の割合が4～5割であることとの均衡を鑑み、認定事務の処理件数の減に伴う事務職員等の負担軽減を図るため、更新認定有効期間の上限を36カ月に延長することを可能としてはどうか

②介護認定審査会における審査の簡素化

○認定調査等の内容が長期に渡り状態変化していない者については、要介護度もまた不変である蓋然性が高いことが想定されることから、審査会委員等の事務負担の軽減を図るため、状態安定者について二次判定の手続きを簡素化することを可能としてはどうか

○状態が安定しているかどうかを確認する際の具体的な要件については、要介護認定の実態研究を実施し、その結論等を踏まえ設定することとしてはどうか

出典：社会保障審議会介護保険部会（9月7日）

○ 被保険者範囲

○介護保険制度創設時の考え方や、これまでの議論、将来的な給付増、被保険者の減少の見込み、地域共生社会の実現の推進等を踏まえ、介護保険制度における被保険者の範囲について、どのように考えるか

○「介護保険制度の普遍化」を目指すべきか、「高齢者の介護保険」を維持すべきか

○見直しに向けた検討を行う場合の、若者の納得感や関係者の合意形成についての進め方

出典：社会保障審議会介護保険部会（8月31日）